2016.06.14 選挙市民審議会第 3 部門第 4 回会議議事録

日時：2016 年６月１４日（月）14：05～16：00
場所：参議院議員会館Ｂ101 会議室
出席審議委員：三木由希子（共同代表）、太田啓子、大山礼子、桔川純子
欠席審議委員：北川正恭
陪席審議委員：太田光征（第 2 部門）
市民傍聴：３名
とりプロ事務局：城倉啓（事務局長）、岡村千鶴子（実務者）、富山達夫
書記：岡村千鶴子、吉野健太郎

桔川純子：では、第 3 部門審議会第 4 回ということで、始めさせていただきたいと思います。最初に三木代表からご挨拶いただきたいと思います。
三木由希子：皆さんこんにちは。だいぶ蒸し暑くなって来まして不快感が増していますけれど、世の中は別な意味でいろいろ政局がらみの不快な話が多くて、なかなか政治の問題というのは、政局の問題にはなっても政策の問題にならないと思いながら、ニュースを見ております。選挙制度は政局の話には全くしてはいけない話でありますので、粛々とここでは議論を進めていきたいと思っています。特に都知事の問題ということがありまして、地方政治ということで言えば、色々な注目が集まっているという時でもありますので、地方の選挙のあり方ということについて少し問題提起ができるような投げかけをしていけたらと思いますので、今日もよろしくお願いいたします。
桔川純子：ありがとうございました。では早速大山先生から、都道府県議会選挙改革について話題提供ということでお願いいたします。
大山礼子：私、この前すでに問題点メモをお出ししているので、今日は補足ということでお話をしようと思っています。一つ資料を作らせていただいているのは、比例代表制の話で渡辺博明さんがスウェーデンについてお書きになっている話のコピーを準備していただきました。これ何かと言いますと、前回のお話で都道府県議会については、拘束名簿の比例代表制にしてはどうなのかと私が申し上げました。その時にフロアーから、拘束名簿ですと選択肢が少なくなって政党でしか選べないので、非拘束の方が望ましいんじゃないかという話があった訳です。それで、なぜ私が拘束名簿がいいかと考えているかということをもう一度ご説明します。

もともと、参議院の非拘束名簿というのは、要するに政党が順位をつけられないから投げたというのが始まりなんですね。本当は、政党が私たちはこういう人を議員にしたいんだと示す…、それが政党の考え方を有権者に示すことにもなるはずなんですけれども。特に自民党が中でごたごたやっていて順位をつけられなかったので、じゃあ非拘束名簿にしようということがあったらしい。これは自民党の関係者なんかも言っているところです。それと同時に、非拘束にするとお互いに候補者個人が競うということになって、それが党全体の得票の上昇につながる、そこも政党側からはメリットとして考えられたということだと思います。ですから、そういう起源のことも考えますと、やっぱり名簿を出す以上は、こういう順番で私たちのグループは議員にしたいと示すべきじゃないかと思うんですね。それをさせることによって、例えば男性女性半分ずつ候補に登載するとか、マイノリティの代表を上の方に持ってくるとか色々なことができる訳です。

ですけれども、やっぱり個人を選びたいというのもわかる、そこを何とか両立できないかということで、ご紹介したいのがスウェーデンの「個人指名投票」です。同じようなことをノルウェーでもやっているそうなんですけれども。北欧というのは、名簿式の比例代表制が定着していて、それも拘束名簿でやってきたわけです。そこ

が最近になりまして、個人の指名投票を導入しているというものです。ちょっとご覧いただきますと、どういうことになっているかと言いますと。名簿順位、全部投げているわけではないんです。名簿の順位はちゃんとつけているんですね。ですけども、名簿に載っている個人候補者の中で、特に有権者がこの人がいいんだということで支持が多く集まった者については、政党の順位を覆して上に上げるという制度なんです。具体的には、そのコラムの第２パラグラフのところに載っていますけれども、８％以上の支持を得た場合に一番上に繰り上げるというものなんですね。で、これをしますと個人を選びたいという人の願望は叶えられる。だけど一方で、順位をつけることについては政党で基本的には責任を負うということになります。実際にこのスウェーデンの例でも個人投票を利用した人の割合というのは、４分の１程度でもって、他の４分の３の人たちは政党名を選んで、政党がつけた順位で当選していることでまあ満足しているということがわかります。日本でも、必ずしも多くの人が個人投票をしているわけではなくて、特に党としてのまとまりや組織が強い政党では政党名を書く方が多分多いと思うんですね。そうすると、ごく僅かの個人票でもって、順位が決まってしまうという不都合が出てきます。その辺を解決するためにはこの方法が示唆に富んでいるのではないかという気がします。これはむしろ、参議院とかあるいは衆議院でもこういうことがあり得ることか知れませんが、こちらの方の改革にも関係してくることです。もし、都道府県レベルで比例代表制を導入するということになれば、こういうことも考えられるのではないかというのがまず一点目でございます。

それから、今日また新たに都道府県議会議員の選挙区の状況というのを出していただいて、これは総務省の資料だそうですけれども。まあご覧いただくと、かなり破綻している感じがするんですね。参議院も衆議院も破綻していますけれども、都道府県議会の選挙制度っていうのは、破綻しているんじゃないかと、最近私はそう思うようになりました。

少し歴史的なことを遡りたいと思います。戦前は都道府県ではなく府県ですが、府県会の選挙制度というのは、帝国議会が開設される、衆議院が開設される以前からやっているんですね。ですから、ものすごく歴史がある。日本の選挙制度の中で一番古いのが府県会の選挙制度でございます。そこでは、一番最初から郡市の区画で選挙区を作ってきました。郡と市とそれぞれ人口はいろいろなんでけれども、なるべく人口に比例するような形で定数配分するんだけど、選挙区は自治体の区画と同じだと。現在では郡は形骸化していますが、郡市を単位として、それぞれをひとつの選挙区とするということでやってきたわけです。ただ、一つ注意点があって、当時は二人以上選ぶ場合は連記制でした。実は衆議院も発足当時１８９０年には、小選挙区制からスタートしていまして、それが１０年経った時点で今のような単記制になったんですね。単記制になったのはなぜかというと、当時の山県内閣が表向きは少数者の代表を確保するためですと言いつつ、実は政党を弱めるためにやったというのが通説な訳です。

当時の議事録をコピーしてきたんですけど、本当に大反対しているんですね。最初明治３２年１８９９年に、１回法案が出たんですけれども、衆議院が猛反対して通らなかったんです。その翌年にもう１回同じようなものを出し直しまして、なるべく都市部の議席を優遇するというようなことと抱き合わせになっていたものですから、政党が妥協して通っていくんですけど。これで通るという最終的な場面になっても断固反対して演説している議員がいます。どんなことを言っているかというと、「大選挙区単記と言う如き奇妙不思議なる制をとっている国、所がいずれの国にありますか。」それから、「そもそもこの大選挙区単記法というものは何であるかと言うと、これは政党を助長する政党の発達を助くるの法律ではない、これは政党を撲滅し破壊したるの制度と言わなければならぬ。」とこういう風にものすごく反対しているんですね。色んな妥協の産物として、そういうのが入ったということは、もっと知られていいことだと思います。今の政治家が単記制というのを全く疑問に思わなくなっているのは、明治時代から比べてだいぶ退歩しているという感じがしますね。

衆議院で単記制が導入されたのと並行して府県会でも単記制になっているんです。元々は連記制だったんです。

それは、衆議院と揃えた方がいいということで政府側が法案を出してきたんですけど、これも最初は政党人の方はものすごく反対しているんですね、帝国議会の中で。ところが、やっぱりここでも星亨などが、妥協案を作って両院協議会で通してしまうんですけど。選挙権の範囲を拡大するとか、その前に一時直接選挙が廃止されていたのを直接公選制に戻すとか、今まで都市部の議席の配分が少なかったものを変えて、都市部に手厚く配分するとか、そういうことと全部抱き合わせになっていたものですから、単記制についても目をつぶって通したと、そういうものなんです。だから、本当は戦後改革の時に、公職選挙法見直す時に、この辺もどうだったの？ということをもう一回議論するべきだったんです。が、戦前の選挙制度がそのまま戦後の選挙制度になってしまったと、こういう謂れがございます。

それで、結果的に現在も都道府県については、１８９９年以来の中選挙区制・小選挙区制が混在していて、いずれも単記制をとっている。そして、つい最近までその区画についても郡市の区画によるということになっていたわけです。しかし、それは維持できなくなっていまして。というのは、ご承知の通り市町村合併が進んだために、郡というのがほとんど体を成していないんですね。郡の中に虫食いができたり、飛び地になったりしています。それで、もうしょうがないということで、都道府県議長会が強く要望出して、公職選挙法が改正されています。平成２５年に郡市の区画によるということは廃止になっています。今は自治体の区画で引くということだけしかないです。そうなると、かなりゲリマンダー的なことも可能になるので、だいぶ様相が変わってきます。ですけれども、基本としては郡と市の区画で作られてきた選挙区を今でも引きずっていますので、都市部の方に人口が集中した結果、ものすごく定数が多いところと少ないところが出来ている。一方に１人区があれば、一番大きいのは１７人というのがあるという、めちゃくちゃな選挙制度になっています。しかもこれ以上また人口変動がありますと、選挙区が作れなくなります。もう破綻していると言っていいんですね。だから、抜本的に変える時期に来ていることは明らかで、それをどういう方向にするかということだけが問題なのだと思います。

ついでに、衆議院・参議院についても申し上げると、参議院の選挙区もまったく同じです。都道府県と同じしくみを全国規模でやっている訳ですから、人口の多い都道府県については、ものすごく大きい定数が配分されていて、中選挙区制・大選挙区制を単記でやっているんですよね。一方で小さいところでは１人区になっている。しかも、１人区ですらもたなくなってきて、合区というのをやった訳です。でもこれは、たまたま今回合区の対象が隣り同士だったものですから、合区で済んだのですが。今度合区しなくてはいけない人口格差がひどすぎるということになったら、遠くの県と合区する訳にいかないですよね。この方式が破綻しているのは目に見えています。ですので、参議院も抜本改革するって言っていますけど、全く同じ状況が都道府県議会にもあるということです。

もう一つついでに衆議院について言うと、衆議院も小選挙区なので、各都道府県に定数を割り振っているという訳じゃないんですが。都道府県の県境を尊重して、一応都道府県に割り振ってから、その中で選挙区を作る方式をとっています。で、ご承知の通り割り振り方について、今度からアダムズ方式というのをやるって言ってるんですけれども。このアダムズ方式で全部計算し直しても、格差２倍以内に収まるのは、せいぜいもって２０３０何年位までだろうと言われています。つまり、それ以降になると、県境を無視して小選挙区を作らない限り、人口比例の原則は守れないということになります。そうなると、デタラメになってきちゃうんですよ、選挙区の切り方が。これは基本的には総務省が原案作って、今私も関わっている審議会でやるんですけども。まあ、もちろん中立的にやろうとはすると思いますけども、これはどこそこの政党に有利なゲリマンダーじゃないかと言われたときに、そうではないということを論証するのに極めて難しくなってくる。そういう意味でも相当無理になってくる。選挙区制というもの自体がちょっともたないんじゃないかという感じがしています。以上でございます。ちょっと短いけど。

桔川純子：ありがとうございました。今お話しいただいたことについて、質問等がありましたらお願いいたしま

す。

傍聴者Ａ：ノルウェーとかスウェーデンとか小さい国はいいですけど、日本みたいに大きい国だと、有名人が選ばれる横山ノックみたいな人が出てきたら嫌だなと思うんですけれども。どうしてもマスコミで見るだけで、普通の人は忙しくて全部比べている暇がないので、知っている人に入れますから、有名人がみんな選ばれて、オリンピックの選手とか選ばれて、あんまり良くないと思うんですけれども。政党内で順番決めてもらった方が、政党内の人はその人の実力がわかるけれども、外から見た人は普通の人はわからないと思うんですけど。

大山礼子：それは、非拘束名簿だとそうなるって話じゃないですか。

傍聴者Ａ：そうなんですか。

大山礼子：個人を選ぶようにすると人気取りになるって話じゃないですか、おっしゃっているのは。

傍聴者Ａ：そうなんですけど。私は普通の人が、政党の中で個人を選ぶのかと思ったら、そうじゃないんですか。

大山礼子：あの選挙名簿の話なので、拘束名簿と非拘束名簿っておわかりになってます？

傍聴者Ａ：わかりません。

大山礼子：今は、衆議院が拘束名簿で、参議院が非拘束名簿なんですよ。それはどういうことかって言うと、比例代表というのは、政党が作っている名簿に対して投票するので、政党単位で集計して政党ごとの議席が配分が決まるわけですよね。だけど、実際にその名簿の中で誰を当選させるかという時に、拘束名簿と言うのは例えば３議席その政党に配分されましたという時に、政党がつけている順番に従って１・２・３位が当選するわけです。それに対して、非拘束名簿というのは、順番つけていないので、誰を当選させるかっていうところについて、個人にも投票できることにしておいて、個人票の獲得得票順に当選を決めていくとそういうことです。

傍聴者Ａ：それはやっぱり一般の人が順番を決めるんですよね。

大山礼子：あらかじめ名簿の順番を決めるのではなくて、名簿には順番が書かれていないので、その状態で個人票の多い順に当選させるということです。要するに順番決めることになりますけど。それで、私が申し上げたのは、個人票の得票順で決める非拘束名簿というのは、政党が誰を当選させたいかということを示す義務を放棄しているということを申し上げたわけです。

城倉啓：すみません。前回お話しをされたというのは、２月１日に「地方選挙の問題点メモ」という資料に沿っておっしゃったことなので。前回ご出席でない方もいらっしゃるので、その時に大規模自治体というところの改革試案、これが今話題の都道府県議会の選挙改革の大山試案であると思いますが。それをレジュメレベルですけれども、列挙してあるのを読んでみます。それによってまた議論を深めていただけたらと思いますので。

拘束名簿式比例代表制を案としてお出しになっていると、かっこ内全域を１区とするか、あるいは選挙区を設けるか、ここは論点になりますよという意味であると思います。そして、期待される効果というところで、

・投票価値の平等化。

・政党の結束力を高める。

・議員の多様性を高める。（クオータ制なども容易に導入できる）。

この３つのポイントを効果として挙げられて、拘束名簿式の比例代表制が良いのではないかというご提案をいただいていると。その続きを、今日歴史的経緯などもお話しいただいたということですね。すみません、司会者にお返しします。

桔川純子：今、前回の内容を振り返っていただきましたけれども、質問、確認いかがでしょうか。

傍聴者Ａ：それなら、どちらかというと賛成。

傍聴人Ｂ：第２部門の方で傍聴してまいりましたが、第３の方でも選挙制度の話をされるということで、参加させていただいております。拘束名簿式というご提案のようなんですが。選挙市民審議会の運動は、公正・平等・民主主義的なという、そういう選挙制度を求めるということを標榜されていることから考えますと、拘束名簿と

非拘束名簿ということで言うと、政党が誰を当選させるかと決められるという仕組みよりは、有権者が誰を当選させることができるかという方が、少なくとも政党が議席を押さえないことには当選もできませんが、その中でどういう順位で決まるかということについては、有権者が決めるという方がやはり開かれた選挙であり、民主主義的であるという風に、私は感じております。拘束名簿であると、ジェンダークオータということでしょうか、がやりやすいという、見た目にわかりやすいという感じもしますけれども。非拘束名簿であっても、非拘束名簿の場合にはリストに登載された候補者の得票順に当選の順位を決めるという風になっているルールを、公職選挙法によって、例えばトップの者は仕方がないとして、２番目の当選者が決定するに際しては得票の順の原則にも関わらず、そのリストに登載された性別の異なる最も得票を取った候補者を当選とすると、３番目はまたそれと違う性別の登載者の得票の最も多い候補を当選とするとすれば、できなくはないだろうと。ただマイノリティを上の方に挙げて当選しやすくするという戦略、まあ政党ごとに自律的に考えるようなそういうことはちょっと法律でやるとなると、いささか複雑なことになってですね、難しいのかという風に感じるところでありますが。ジェンダークオータに関しては、不可能ではないだろうと思います。それから、拘束名簿でやはり気になりますのは、政党内部がどうなっているかということが見えにくい、まあそれはそれぞれ政党に事情があるから見えないのは仕方がないだろうと思いますけれども。密室で決めるという、そういうやり方をするのもその政党の自由だということですから、そうなりますと、かつてドイツで実際に発生した名簿の登載順位をめぐる汚職事件などがあってですね、司直が政党本部に入り込んでいくというような状況が果たして望ましいのかと。それは政党が襟を正してきちっとすれば済む話であるということなんでしょうか。いろいろ長短はあるのではないかということだと思います。

桔川純子：ありがとうございました。大山先生いかがですか。

大山礼子：非拘束名簿の方が選択肢が増えるから民主的だっていうのは、すごく単純で分かりやすい話なんですよ。だけど、それだけじゃないんじゃないかっていうことが、私の申し上げたいことです。要は、政党がどういう人を選ぼうとしているかが見えるわけですよ、拘束名簿にした方が。それは我々にとって、どの政党が良いか考える基準にもなり得ると思います。だけど、全部政党が決めるのはまずいとおっしゃるのもわかるので、ですから今日お話ししたようなスウェーデンのような方式もいいんじゃないですか？っていうのが、今日の話でございました。

三木由希子：議論の前提として、望ましいあり方は一体何なのかという視点がないと、議論が前に進まないのかなと思っていまして。例えば、今のお話ですと、政党の役割は一体何なのかということと、政党は勝手に政党として存在しているというよりは、色々な経緯を経て今みたいな政党の形になっているという、それが選挙制度っていうものに非常に影響されているということがあるのではないかと思うので。今の政党を前提に考えると、どんな選挙制度もやってもなんか無駄な感じがするということになるんですが。一方で政党の役割なんか関係ないっていう議論をしても、おそらく有権者にとって参加しやすい選挙になるかと言われると、それも少し違うのかなって思うので。望ましいやり方として、選挙の制度とそれによって政党の役割をどうつけていくかというのを並行させて議論をしていった方がいいのかなと、そういう話を大山さんはずっとされているのかなという気もしているんですけど。いかがですか。

大山礼子：端的に言ってしまうと、政党を育てる選挙制度っていうか、そういう視点も多分大事で、特に地方選挙の場合は政党を育てない選挙制度になっているから、そこどうしましょうかっていうことだと思うんですよね。

桔川純子：今、三木さんと大山先生から、政党を育てる選挙制度、どうあるべきか、どういうのが望ましいかということも併せて、選挙制度を提案すると同時にそういうことも付随してくるというお話しだったと思うんですけれども。その辺はいかがでしょうか。

傍聴者Ｃ：一つ質問なんですけども、拘束名簿式でも同一順位にすれば有権者が自由に選べると思うんですけれ

ども。それと、政党を育てるということは、政党のあり方にも関わると思うんですけども、順位を政党で決めると、政党の執行部の力が強くなる、それは小選挙区制でも公認権というのは執行部にあるわけですから、それが今の安倍政権になかなか、中選挙区制だったら派閥が反対できたけれども、公認権を執行部が握っているために安倍政権にも党内からも反対意見が出しにくいというのはあると思うんですね。資金面でもそうですし。だから、政党を育てるということでも、小選挙区ではそういう問題があるし、比例でも順位を執行部にすべて任せてしまうというというのは、党内の執行部に反対というのがあるのに対して、外部から声を反映できる個人指名制度というのはすごくいいアイディアだと思うんですね。外部からのそういう選択肢を入れることは、私は望ましいと思います。

大山礼子：まずですね、同一順位というのは衆議院でやっている話で、ほかのところでやっていないですけど。あれは重複立候補するだけのものについてやっているんですよね。ちょっとまた別な話かなと思います。それから、中選挙区制の時は公認権というのが弱かったから派閥間で歯止めがあったというお話ですけど、その方が良かったのかというのは、非常に疑問だと思います。政党間で争わないといけないんですけど、派閥の間の政権交代しかなかったわけですよね。もちろん、だからといって小選挙区制がいいかどうかは大問題で、私は小選挙区制論者じゃなですけれども、政党間で政権交代をしないと、それは国民の選択に基づいて政権が変わることになりませんので。ある程度は、政党の縛りというか政党に属している以上は昔の中選挙区制の時代のように異論を唱えるのではなくて、ある程度はやっぱりひとつにまとまっていてくれないと、こちらとしても選びようがないので、そこはちょっと私は賛成ではないです。

任せっきりにするかどうかは確かに問題で、その辺はだから北欧方式っていうのもいいんじゃないかという話になってくると思うんですね。それと、やっぱり議論の順番としては、比例代表でいいかどうかというのは先であって、拘束名簿か非拘束名簿かっていうのはその次の話なので、そこだけ先取りして議論してしまうと訳がわからなくなってしまうという気もします。

城倉啓：大山さんにお伺いしたいんですが。理想の政党と言いましょうか、政党らしい政党。前回、北川正恭さんが「政党らしい政党というのは、今や共産党か公明党かぐらいしかない」というご発言をなさって、議事録に残っていますけれども。それはどういう意味でおっしゃっているのかなっていうような、つまり凝集性・結束力そういったものが大山さんのおっしゃる政党化を促すということ、どういう政党が理想とされていて、どういう政党に育てたいということなのかを教えていただけると助かります。

大山礼子：その話はいろいろな人がいろいろなことを言っていますけれども。要は、選挙制度って何のためにあるかと言うと、国民が政権を選択するというか政治を選択するためにあるわけですよね。議員個人を選びたいというのもあるんですけど、今みたいなマスデモクラシーで、議員個人がどんな人かということがよくわからない、舛添さんもどんな人かわからなかったという話なので。やっぱり政党単位でうちの政党はこうですということを提示してくれないと、選びようがないですよね。北川先生が共産党と公明党以外は全然政党になっていないとおっしゃるのは、要するにその政党が一体何をしたいのかがよくわからない。だから、断片的に色々なことを言っていますけれど、それぞれどういう哲学があって、個々具体的な政策にはどう反映させていくかっていうのは、共産党はわかりやすいと思うんですよ。だけど、民進党も自民党もよくわからないですよね。敢えて隠そうとしているのか、特に野党の場合は争点の掘り起こしがなっていないという問題もありますけれども、よくわからないですから。我々が選べるというためには、政党が選べるだけのものを提示してくれなくちゃいけないので、そこがあるべき姿なんだと思います。

桔川純子：いかがですか。ご質問等ありましたら。

三木由希子：今ここで話されていたことで言えば、大山さんからそもそも比例代表という選挙制でいいのかという、そもそも論がまずあるというご提案がひとつの議論のポイントですよね。ここでそれを共通認識で良いとす

るのかどうかといった先に、拘束名簿か非拘束名簿かという議論があるということなので、まず最初の議論をちゃんとしないといけないということをご提案いただいたと。比例代表とすることの、都道府県議会選挙の中での意味とかメリットみたいなものをきちんと共有するというのが、今日の議論のスタートかなということ。

もう一つが、政党という存在をどう位置づけるかということだと思うんですよね。一通り質疑が終わった段階で、まずその選挙制度として数字上見ると、大山さんさっきおっしゃったように、同じ都道府県議会選挙なのに同じ選挙やっていると思えないというとても変な仕組みだと。これは、今日配布されている資料を見てもわかるというところがあります。この選挙制度をどういじるかというよりは、どういう仕組みだとより政治システムに良い影響を与えるかということを議論してみると良いかなと思います。確かに私的には、政権交代する度にどんどん政治が劣化しているような感じがして。９３年の政権交代からいろいろあったあと、自公政権になり、民主党政権から、また自公政権になり、という中で、政治がバージョンアップしている感じがしないというのがあるので。政権交代が目的化しているけれども、政治の実質は育っているのかと言うと大いに疑問なのかなっていうのがあってですね。それが選挙制度に由来しているのか、もっと違う問題点があるのかというのは、多分色々な見方があると思うんですけれども。それだけある意味日本で政党の実質が体を成していないまま政党という仕組みに乗っかって、議会政治が国会とか特に県議会が行われてきたという一端があるのかなということもあるので。それはそれで少し大きな問題としてあるという前提としつつも、都道府県議会ということで言えば、選挙制度として比例代表が良いのかということを、大山さんのご提案を踏まえて、色々とご意見をいただくといいかなと思います。

桔川純子：今、三木代表にご提案いただきましたが、質問等よろしいですか。

三木由希子：スウェーデンのですね、読んでいてよくわからなくなったんですけど。名簿の順位が変わる可能性のある８％以上の支持を得た候補者というのは？

大山礼子：要するに、個人から８％以上の支持を得ないと、そもそも順位を変える対象になれないんですよ。

三木由希子：８％というのは何の８％ですか。

大山礼子：得票のですね。

三木由希子：その政党の得票の８％に該当するということですか。

大山礼子：そうです。だから、結構ハードル高くて、そんなにはいないんですよ。５９人いたなかで、その内４９人は最初から順位が上だったから実際に上がったのは１０人だけだと、こういう話なんですよね。これを見ても大体政党というのは、やっぱり有権者が支持しそうな人を１位にしているのかも知れませんけれども。それを、資料の右側を見ていただくと、一番最後の段落で、８％から５％に下げるという議論も出ていることです。こういう５％条項というか、閾値みたいなものを設けていて、僅かな票では順位がひっくり返らないようにしているということです。日本の非拘束名簿というのは、ここが全くないということです。０．何％でも得票すればその順位を決めているということなので。その日本の制度の欠点を見直すためにも、こういうのも良いのではないかなということです。

先ほどの政治の劣化の話ですけど、これも色々な人が色々なことを言っていますけど、私は小選挙区制もやっぱり一因だと思います。と言うのは、ものすごく人が入れ替わってしまって、国会議員が新人ばかりになってしまうんですよね。そこは、本当に大きなことで。私が前に勤めていた国会図書館の人なんかが苦労しているんですけれども。要するに何もわからない人がどっと入って来て大変だということがあるわけです。そうすると、党の上の方の人の言う通りにやるしかないということになっているという感じがします。

桔川純子：他にご質問等よろしいですか。

太田光征：私も国・地方を問わず比例代表制がベースでいいと思っているんですけれども。その際に無所属候補の扱いをどうするかということがあると思います。選挙制度の目的を考えますと、政党ですとか政権のあり方に

ついて、おそらく有権者の間ですごく考え方が違うと思うんですね。２大政党制にしろですね。だから、やっぱり基本は有権者が選びたいように選ぶというのが選挙制度だと思っていますので。そういう点で言いますと、無所属候補をどう考えるのかということですね。比例代表制というのは、政党に親和的な制度ですので。無所属候補をどう扱うのかということが問題になるわけです。私自身は、すでに無所属候補に配慮した比例代表制を考えていまして、そこのところをご意見いただきたいと思います。

大山礼子：無所属の話は、１人名簿を認めてしまえばそれで片付く話じゃないですか。それ以外に何かありますか。

太田光征：確かに法律的にはその通りなんですけれども。死に票の問題ですね。まあ、政党でも比例代表制で~~の~~死に票が出るわけですけれども、無所属候補も沢山出るということになると死に票の数もそれだけ多くなりますし。ひとりで二人分とか三人分の得票を取った場合に、逆の意味で民意を反映しなくなります。そこら辺の手当てですね。そもそも比例代表制の考え方のベースにあるのは、議員一人当たりの得票数を並べるということだと思いますので。その無所属の一人名簿を認めるだけでは、取り過ぎた場合の問題をどう解決するのかという問題が残っていると思うんですね。

大山礼子：そこは何人か連れて出ればいいんじゃないですか。そんなに大きな問題かなっていう気がします。

太田光征：結果的に政党化というかグループ化を促したいということかも知れませんけれども。やっぱり、立候補の自由を最大限尊重しようとすると、無所属候補のままでも立候補できるような制度が望ましいと思います。

三木由希子：今のお話ですと、立候補は一人名簿が仕組みとしてできれば立候補はできると。無所属は特定の人を想定して、この人を通すためにどうするのかという選挙の仕組みにするのか。全般的には無所属で出る方が圧倒的に多いという現状を踏まえて、みんながそれぞれ一人で本当に出るのかいう問題とか。色々と、誰を想定して何をするかによって制度にどう反映するかという議論がだいぶ変化をしてくるとように思うんですけれども。何か具体的に想定されているようなパターンがあるんでしょうか。要は、今でもすごく得票を取って当選する方と、取らないで当選する方がおられたりとか。小選挙区であれば当然かも知れませんけれども。比例でも一人で沢山票を取る参議院の全国比例の候補もいれば、そうじゃなくて通る人もいればと。そういう中でやっていて、一人名簿だとどういうものを、少なくても通れるというような仕組みが必要だという話なんですか。

太田光征：先ほど申しましたように、比例代表制の考え方はなるべく議員一人の当選に要する票数を同じにする、言い換えると、投票価値の平等ですね、正に。それを目指しているんだと思いますが。ドイツの裁判では、そこにありますように、政党間での議員一人当たりの得票数がなるべく同じになるように…そういう考え方をベースにしているように思いますし。スイスでしたかね、連邦最高裁はやっぱりなぜ選挙区の定数そのものがあんまりばらついてはいけないかと言うと、小さな政党が議席を取りにくくなるわけですね、定数が小さいと、いかに比例代表制であっても。これ言い換えますと、議員一人当たりの当選に要する票数を同じにするという考え方がベースにあると思うんですね。投票価値の平等ということなんだと思います。選挙制度の目的を考えるにあたって、投票価値の平等ですね、そういった価値を最初に置いて選挙制度を組み立てるという考え方が良いのではないかなと思います。政党候補と無所属候補の平等を考えた場合、そういう観点から選挙制度の組み立て方が必要なのではないかという考え方に基づいています。

大山礼子：取り過ぎてしまった票が無駄だろうという話は、例えば小さい政党でそんなに得票できないと思って１０人候補並べておいたら、ブームが起きて１６人も１７人も当選するくらい得票してしまったということと同じですよね。だから、それ無所属候補に特有の話なのかというと、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

太田光征：その辺も、私の考えた案では考えておりまして。政党にしろ、無所属候補にしろ、とり過ぎた票はほかに移譲するというのが良いだろうと思うんですね。国で言いますと色々ありますので、移譲式をとっている国が。移譲式という考え方も、議員一人の当選に要する票数をなるべく同じにしようという考え方だと思いますの

で。取り過ぎた場合も移譲すると。政党にしろ、無所属候補にしろ。そういう制度がいいんじゃないかと思うんですね。

三木由希子：それは逆に言うと、投票した人の意思を無視するということにならないんですか。

太田光征：投票の段階で、例えば第１選好、第２選好をつけるわけです。~~を~~

大山礼子：わかりました。要する名簿式じゃなくて、移譲式で比例にした方が良いという、そういう話ですね。名簿式じゃない方がいいっていう話ですね。

城倉啓：ちょっと話を戻すようで申し訳ないですが。太田さんも比例制がいいと言っているので、比例制がいいか悪いかを先ず議論するべきだというのが三木代表もおっしゃっていることだと思うので。仮に比例代表でないとするならば、何があり得るのか、それをなぜ否定するのか、というところも話さないといけないように思いまして。例えばですが、市町村であれば大選挙区で単記制であると、それを大選挙区連記制がいいと大山さんがおっしゃっているけれども。都道府県議会の場合は比例がいいんだという風におっしゃっていると。じゃあ、「そっちと同じにはしないのね」という質問があり得ると思うので。他の制度を否定する理由を教えていただければ、と思います。

大山礼子：それはむしろ、市町村の小規模自治体の方は、全くまだ政党化していない。少なくとも表面上は。なので、名簿式比例代表制は無理でしょうという話です。

　それから、さっきの移譲式の話ですけど、多分移譲式って何なのかって、よくわかっていらっしゃらない方も多いので、そこのところ説明しないと何とも言えないと思うんですけれど。移譲式というのは、イギリス系の国で、名簿式じゃなくて比例的な結果を出すために用いられている選挙であって。投票する人は、自分の好きな順に番号をつけるんですよ。まず、第１順位の人だけを集計して、沢山取りすぎて当選に必要な基数をオーバーした人の票はその票を分解して２番と書いたところに分けていく訳です。それをやっていくと、結局比例代表とほとんど同じ結果になる訳です。そういうのが移譲式です。だから、それを日本でやるかどうかっていう話になります。それは伝統的にやってきたけど、新たに取り入れる国はあんまりないですよね。やっぱり、投票の仕方が難しすぎるのではないかなという気はします。全部おしまいまで順位つけないといけないので、つけなくても良いということにもできますけど、と思います。

傍聴者Ｃ：現代においては様々なイシューがあって、民意が多様化していると思うんですね。一つの政党で、すべてのイシューに一つの集約できない場合があると。例えば、民進党で原発についての賛成派もいれば、反対派もいる。有権者としては、例えば原発賛成派には投票したくない、反対派に入れたいというのがある。ただ、拘束名簿式だとそれは選べない、非拘束だと選べる。様々なイシューが多様化している中では、一つの政党が決めた順位にまとめることが難しい。様々な自分のイシューに沿って投票したいというのがあると思うんです。それを満たすためにやはり非拘束式しかないと思います。

大山礼子：それは、さっきの政党を育てるという話に帰ってきてしまうんで。同じ政党の中で、そんなに基本的な問題でバラバラ違う意見持っていていいのっていう話とも関係してくるのかなと思います。ついでに申し上げると、都道府県については、もしかしたら非拘束でいいかも知れません。でも、国会ではやめた方がいいと私は思いますけど。

傍聴者Ｃ：様々なイシューがある中で、一つに統一するということは、すべてにおいて無理だと思うんですね。そこはやはり敢えて有権者に任せるとことがいいと、私は思います。

三木由希子：イシューがたくさんあるというのは、その通りなんですけども。すべてのイシューについて、全く同じ考えの政党を作るというのは、自分が出るしかないということになってしまうので。ベストじゃなくて、ベターという選択肢を探すしかないというのが、民主制の中ではわりと宿命なのかなと思ってはいるんですよね。だからこそ、より良い政党内議論とかより良い政党を作るためにどうしたらいいのかなって考える必要もあると。

例えば、民進党を念頭に置くと、かなり幅のある方がおられて、同じことは自民党の中にも一部にいることだと思いますし。公明党の中だって、表に直接出てこないけどそれなりの幅があることは、お付き合いをするとあるので。それは、政党の中では幅があるんだけれども、その時の政党としてのベターを選ぶということで、結果的に多くの人が納得できないことがあったりとかということはあると思うんですね。イシューごとに人を選んだ結果がどんな政治の仕組みになるのかっていうところで、政党内政治を選挙を通じて決めていくということになるのか。それとも、結局政党の中で見解が分かれていることが、国政の国会の場に出て、みんなで議論して物事を決められるのかっていうのは、個々の議員の意見はわかるけれども、結局決まらない制度が続いてしまうってことにもなるので。その先にどんな状態をイメージをされているのかということをお聞きしいんですけど。

傍聴者Ｃ：シングルイシューの政党もあってもいいと思うんですけど。政党の中に多様性があっていいと思うんですね。有権者がそれを選べるような。そもそも一つにまとめるというのは、これだけ多様化していて無理だと思うんですね。

三木由希子：おっしゃっていることはよくわかるんですけど。例えば国会だと議決をしなくてはいけないとか、賛否を決めるというのが、議会政治の一番大きな部分ですよね。そうすると、党内多様なのはいいんですけど、結局その先に国会という議会はどういう風なものになるんでしょうか。

傍聴者Ｃ：国会での議決については、党議拘束をある面ではかけなければならない課題もあるとは思いますけれども、すべての面で党議拘束かけるというのは、私は間違いだと思います。それぞれのイシューで考え方があると思うので。

大山礼子：すべてに党議拘束をかける必要はないですよね。例えば生命倫理の話とか。ですけど、大半のことについて外すというのは、私は賛成ではないです。何故かと言うと、それやり出すと名望家政党の時代にもどるんですけれども。意見のある人がそれぞれの意見をそのまま出していくという前提で、じゃあ誰に投票するかっていうのが決められないですよね。だから、むしろそれぞれの議員の考え方が違うのは結構だし、自由に発言して自由に討議すべきなんだけれども、でもその政党としては大体の政策についてはこのラインでやりますというのを出してくれないと、我々は投票しようがないんじゃないかと思うんですけどね。そこはいかがでしょう。

傍聴者Ｃ：それぞれの政党の選択肢があると思うんですけど。自分の政党は党議拘束かけてまとめていくという政党があっていいし、ゆるやかに色々な政策グループがあって党議拘束は最低限にして自主性に任せるという政党があってもいいし。それを有権者がどちらを選ぶかという問題だと思います。

傍聴者Ａ：自由民主党ってリベラル・デモクラティック・パーティって言って、リベラルってついてるのに、全部党議拘束かかって全然動きがとれないと思います。

桔川純子：今、お話を伺っていて、政党政治というものがどの段階のもので、理想としてあるべきのものを前提として議論をしていく場合と、三木さんがおっしゃったように劣化したものがより良くなっていくためにはどうすればいいのかみたいな議論とちょっと違うのかなと思いながらお伺いしていたんですけれども。太田啓子さん、いかがですか。

太田啓子：何も専門的に勉強を経たわけではないのでむしろ伺いながら勉強している感じで、何か意見を言うのも申し訳ないのですが、やっぱりそもそも政党って何だっていうことを政治を見ている中で考えることがすごく多いわけですよね。特に自民党に対抗してほしい野党の中では、政権取った経験があるという意味では、民主というか民進党を見るときに、こんなに考えが違う人がいっぱいいる政党を政党として選ぶというのはなかなか躊躇がおおきいなという葛藤を抱えながら、それでも私は選挙の局面によっては投票するわけなんですが、なのでその政党を超えての選挙制度にというのは、すごくそうだなと思いましたし、感想のような形ですけれども、政党内があまり色々だと政党を選べないですよね。今ある意味民進党なんかものすごく多様ですよね。やっぱりその政党を選んだ後にその政党がどういう方向に舵を切っていくかという不安を感じてしまうとやっぱり選べな

い、うまく政党政治が機能しているっていう状況をたぶん私見たことがないんだと思うので、イメージが湧かないんだなと感想混じりで恐縮なんですがそんな頭の整理をしながら伺っていました。

桔川純子：それでは先ほど三木さんからご提案いただいたように、比例代表がそもそも良いのかどうかというようなことも含めて議論を進めるという感じでしょうか。今日はどこまで。

城倉啓：事務局側といたしましてはですね、今日都道府県議会の改革案が出ると、あるいは掘り下げるというところまでして、次の会の最初に「こういうような改革案、こういう審議があって、たぶんこういう方向性でしょ」というふうにまとめる。それを目指してなるべく具体で、「こういうところを合意できたね」、例えば「比例代表で良いよね」ということを合意し、その他のところについて「色々論点が出ましたね」とか、そういった形で次回に今回を繋げていって、次には他の首長や市町村選挙であるとか他のところを見ていくというような進め方を考えておりますので、なるべく具体までいってくれれば助かるというのが私どもの本音でございます。

桔川純子：それではいかがでしょうか。最初に比例代表というものを前提として議論していくかどうか。

大山礼子：比例代表かどうかって、比例代表もさっき話が出たように、名簿式比例代表なのか、移譲式で比例代表的な結果にするのかというのは全然違うのでそこはちょっと分けて考えた方が良いと思うんですけど、移譲式だと全県一区は無理ですよね。移譲式でそんな大きな選挙区でやっているところはたぶん世界的にないと思うんですよ。だからやっぱり選挙区に分けなきゃならないですよ。その辺をどう考えるのかっていうこともあるので、今のが破たんしているというのが共通認識だとしても、全県一区の名簿式比例にするのか、それとも選挙区を設定して移譲式でやるのかというのは相当違うと思います。それからさっきから党議拘束などの話が出ていますが、やっぱり国のレベルでは議院内閣制なので党議拘束しないと成り立たない。党議拘束を緩めるべきだっていうのは聞こえは良いんですけど、そんなに緩めてしまったら私たちはこの政党の人だからこういう人だと思って投票したのにそんなことするの、これに反対するの、ってことを許すことになる。逆に。だからそこもちょっと引っかかるものがあります。だから国のレベルでは凝集力のある政党を育てるべきだと思うんですね。で、地方ではどうかというと、地方は確かに事情が違いますが、地方の選挙がばらけているために政党の足をひっぱっているのが現状なのでそうはならないようにした方が良いと思います。

三木由希子：都道府県の場合は２月にご報告いただいたときに、例えば都道府県の場合だと政令市は都道府県の役割がほとんど無いに等しいというところであるのに、たくさん議員が出る構造になっているっていうものがあったりして、わりと選挙区に分けていくとどうしてもバランスの悪い状態は生じるのかなということは前回ご報告いただいた内容でよく理解したところで、なので現実的に選挙区を作っていくことがこれからもう１回全部仕切り直して１からやり直すことがそもそも合理的に出来るのかなということが率直な疑問としてあります。なので、全体大選挙区にした比例なのか、或いはいくつかに何らかの形で分けた形で比例にするのかどっちかなのかなと。細かく分けずにざっくり半分に分けるとかですね。そういう形で行うかどちらかが、既存の在り方にあまり引っ張られないで選挙の仕組みを考える上では良いのかなと個人的な意見を持つに至りました。

城倉啓：三木代表のおっしゃる通りだと思っています。選挙区を立てる時に必ずいわゆる「１票の格差」問題というのが起こるということが分かっているし、それ以外の格差というのも起こり得ると。そして飛び地の問題。例えば今日お配りしたところでもですね、３頁目なんですけれども、鹿児島県の都道府県議会議員選挙区の定数分布状況というので、ものすごいですよね。１７人区というのが１個あって、１人区は１１個、間は随分すかすか。こういうような状況も起こり得るので、やっぱりおっしゃる通り全県一区というのが合理的ではなかろうかなと思います。もし比例でやるなら。ただその際にも定数が問題になるんだろうと。というのは、１枚２枚めくったところの都道府県議会議員の定数の状況、これは議員一人当たり人口がまちまちです。都道府県によって。この問題もありますのでこういったところも考えながらやっていかないといけないのかなと思っています。

太田光征：確かに比例代表制全国一区というか一区の比例代表制にすると選挙区というのは１つしかありません

から、選挙区間の定数配分格差というのは確かに無くなるんですけれども、各候補者はやっぱり地盤というものがあるんですね。そうするとやっぱり都市部からの立候補者が集中しちゃって今以上に逆に都市部選出の議員が増えてしまうんではないかと。確かに選挙区が無いので選挙区間の比較はできないけれども、地盤というものを考えた時に地盤間の当選者数の格差というのがやっぱり見えにくいかもしれないけれどそういうものがあるだろうということで、必ずしも比例代表制であれば地域間格差が無くなるかというと必ずしもそうでもないだろうという懸念を持っています。

三木由希子：人口が多い所はたくさん票が出るところなので、そこに顔なじみの人が出ると投票する側としてはなじみやすいというのがあると思うんですけど、ただそれを政党がどういう立場で地域に係るのかという政策本位にしていかないと、地盤本位だと何も変化が望めないような気がするんですよね。例えば農村部とか山村部とかにすごく冷たい地域切り捨て政党ですっていう顔をして出てくれば、そんな地域社会やだよっていう人は投票しないっていう話で。それが名簿の順番とかに如実に表れていれば、つまり都市部出身の一定の利益を代表した人ばっかり名簿に載っていますとなれば非常に分り易く選択ができるという気がするので、政策本位にするには地盤ベースで考えると逆に話が歪んでくるような気もお話を聞いててしましたが。

傍聴者Ｂ：今のお話は都道府県ということだと思うのですが、都道県の行政がどういう権限を持っているのかということと、代表がどうあるべきかというのは無関係な話ではないと思うのですけれども、議論の前提としてはどういった前提があるのでしょうか。地方分権というのがもうこれ以上は進まないだろうという出発点なのか、いやもっとこれから進むんだと、だから政党の力が必要なので地方政治を政党政治化するために、拘束名簿式を入れるという色彩があるのではないかと思うのですがそうでしょうか。私はそういう話かなと伺っているのですがその辺については何かご議論があったのでしょうか。

大山礼子：議論はしていないんですよね。で、地方分権はもっと進むと思いますし、それから都道府県がずっとあるのかという問題もありますけど、ここで考えているのは選挙制度プロパーな話として、都道府県レベルでまったく政党と無関係な中選挙区的な選挙を続けていくと、結局全国レベルの政党がしゃんとしないというのが１番大きな問題点ではないかと私は思っています。

傍聴者Ｂ：全県区みたいなので名簿式比例代表以外の方法は、移譲式は難しいだろうというご指摘があったかと思うんですが、それは都道府県くらいの大きさだったら何とかなるんじゃないかと思うんですが一区というのは想像しがたい話なのでしょうか。その辺が私はまだストンと落ちていないものですから。

大山礼子：移譲式っていうのは原則として全部順位つけるということなので１００とかになるとちょっと難しいと思います。もちろん途中までつけておいても良いんですけど。そういう国もありますが。

桔川純子：大山先生が提案された大山案というのが前に書いていただいていますけれども、この案に対して移譲式ということを提案されたということですよね。で、それが結構実践するにはハードルが高いということなんだと思うんですけれども比例を前提とした場合に移譲式と拘束式とで全く違うということなので。

太田光征：すみません。さきほど少し説明不足があったかと思います。移譲式と言ったんですけれども、名簿と名簿の間で移譲するという考え方を採っています。ですので必ずしも候補者全てに順番を付けるというのではなくって、第１~~選考~~選好、第２~~選考~~選好くらいを名簿に対して投票すると。それで死票になった場合は他に移譲するし、取り過ぎた場合もその差を移譲すると。名簿間で。名簿間の移譲というアイディアを私は採っているんですが。

大山礼子：それはそこまで手間をかける意味があるのかどうか非常に疑問です。なぜかというと移譲式っていうのはもともと個人の候補者単位でやっていて、同じＡっていう政党の人が３人も４人も出ていて実はその選挙区で３人ぐらい当選する実力があるのに、１人の人に集中してしまうと１人しか当選しないし、それじゃ比例にならないから移譲して２番目３番目の人に回しましょうって、そういう話なんですよね。で、名簿式の比例代表制

っていうのはもともと比例して議席配分するのであって、本当にその移譲式を導入したことによって変わるものってこれくらいですよ。だからそこまで面倒くさいことをやる実益があるのかどうか私はちょっと理解できないです。

太田光征：ですので、あくまでも選挙制度を組み立てる際の目的をどう考えるかに帰着するんだと思いますけれども、候補者と立候補者の間でなるべく平等、自由な選択にすると。そういう思想に基づくと、なるべく死票を無くす、あるいは取り過ぎた票を無くすという選挙制度の在り方になろうかと思いますので、そうしますとこういったような何らかの移譲というものを採らざるを得ないんではないかと。しかも無所属と政党の平等というのも考えると、これが良いんじゃないかという結論なんですね。

大山礼子：いや理解できないです。

三木由希子：自由っていうのがいったい何なのかがよく分らないんですよね。つまり選択肢が多ければ多いほど自由だっていう考え方ありますよね。ただしそれを平等化しようと思った瞬間から、たぶん自由っていうものを取り除かないと平等化していかないわけですよね。だからおっしゃっている前提がたぶん共有できていない状態で色々とご提案いただいているような気がするんですよね。あとたぶんずっとおっしゃっているのは１票の価値を平等にするっていう、それはもちろんなるべくそれを目指さなければいけないと。ただ１００％みんな平等で１になるかっていうと、それだけを目的に制度を作れば、それだけを目的とした選挙制度ができると。じゃあそれが実際の政治っていう議会の機能とか政党の機能になった時に、どういう結果で跳ね返ってくるのかっていうのがちょっとよく見えない状態で今ご提案いただいているので、結局議会って、ある種物事を決めていく場でもあるので、その決める権限、パワーを誰に与えるのかっていうことを選ぶのも選挙ですよね。それが何か分解したような状態でバラバラになって結局どんな結果が出てくるのかよく分らないっていうのが望ましい選挙なのかっていうのが疑問なんですよね。目的と手段とがうまく組み合わずに結果がよく見えない状態で色んな案が出てきちゃっている感があってですね、その前提が共有できないとなかなか議論にしにくいなという感じがしているんですがどうですかね。

太田光征：先程も申したことなんですけれども、政党についての考え方ってけっこう有権者の間でばらついていますので、なるべくコンセンサスが得られるような選挙制度という観点も大事だと思いますので、平等と自由っていうものすごく基礎的な理念で組み立てるべきじゃないかと。私は候補者を選ぶ際の選択肢が広い方が良いと思うんですね。で、無所属候補だからっていう理由で何らかの不利な立候補の条件が付けられるということも無いと思いますので、逆に法律の形の上で平等にしても、実質的な１票の価値の不平等っていうのが生じますよね。ですので平等や自由というのを徹底的に追求しようとすると私のような案が良いのかなと。で、民意を反映した選挙制度にすれば、やっぱり政党というのが今現在ありますので政党単位での政治というのは当然無くなりませんし、今以上に政策本位の政党再編がたぶん促されると思うんですね。私の案も比例代表制なので、政策本位の政党化、政党の再編というのがむしろ促されると思うんですよね。今現在の問題点というのは、特に国政ですけども、やっぱり小選挙区制度は厳しい選挙戦を強いられますから、政策がバラバラの考えの議員も１つの政党に行ってしまうと。選挙互助会政党ですもんね。だからバラバラの議員が集まって何とか団体となっているような状況になっていると思いますので、民意を反映する選挙制度で死票があんまり出ない選挙制度であれば、自由に立候補してですね、政策が似通った人間が集まって自由に立候補して、最初からどのくらい当選するか分っていますから、そういう条件が無いとなかなか政策だけで集まって政党化を促すというのが難しいのではないのかなと思いますね。ですから民意を反映する選挙制度であれば政党化は促されるんであろうと思うんですよね。

傍聴者Ａ：賛成。１人でそれだけの任期があって２倍３倍とか死票になるんじゃなく、その人と同じような考え方の人がいたらその有権者が移譲するとかできるように。

大山礼子：そんな高邁な話では無くて、名簿式の比例代表制というのはそもそも、名簿式でなくても拘束名簿で

もどっちでもいいんですけれども、１人ひとりの当選者のとった票がほとんど同じになるはずですよね。その上にさらに名簿ごとの移譲式の投票、順位をつけるということを入れてもシミュレーションしてみたらほとんど変わらないと思いますよ。結果が。そこを申し上げているわけ。だからあまり実益が無いと思うんですよ。だってそもそも比例代表っていうのは、まさしく自分が取り過ぎたところの票を分け合える制度なんですもの。それは非拘束名簿見ればはっきりしているわけでしょ。だからそこに移譲式の順位付けをするってことはほとんど違いが出ないと思いますよ。シミュレーションしても。そんな手間かける必要がありますかっていうのが私の申し上げていることであって、そもそもどういう理念がとかいう高級な話ではなくて、あんまり現実的に意味がないと思うんですけれども。

三木由希子：たぶんですね、この後の市区町村の選挙制度改革の議論と重なってくると思うんですけれども、逆に市区町村なんかは、例えば私は世田谷に住んでいますけれども、世田谷は８０人近く候補者が立って選択肢は多いですけれども、こっから選べと言われても、もはや投票行く気にもならない人がいるだろうと。つまり選べない。だからそれも変えなければならないという議論も一方でしつつ、選択肢が多ければ多いほど良いってなると、例えば東京だと１１２人の都議会議員がいると。たぶん名簿とか作ると人数が倍とか３倍になりますよね。その中から順位付けていくのが良いのかとか、いろんな問題は当然出てきて、つまり合理的に選択肢を作るっていう仕組みにしていかないと、自由で平等っていうだけだと議論が現実化していかない感じがするので、問題意識は理解しているんですけれども、ここでもし強く意見を反映させたいというものがあればぜひペーパーベースか何かで簡単なもので良いので、今口頭でやり取りしながらこういうことなんですかというのは何となく理解しているんですけれども、一体どういう想定で何をおっしゃっているのかというのを共有できていない状態で色々とご意見言っていただいている感じなのでそれをお願いした方が良いかなという気がしています。

太田光征：分りました。

大山礼子：やっぱりこういう時にこう変わりますっていうシミュレーションが必要だと思うんですよ。で、おそらくほとんど変わらないと思います。そもそも比例っていうのはそういうものなので、移譲式っていうのと同じ効果があるのが比例なはずなんで、そこにまた移譲式を乗っけるということをしてみてもたぶんほとんど変わらないと思うんですよ。やってみてくださいぜひ。

傍聴者 B：政党の存在の前提に、政党の議席占有率を計算したら理屈としては名簿式だろうが移譲式だろうが変わらないと思います。ただ移譲式は、移譲先を誰にするかというのを有権者の側が選べるんですよね。

大山礼子：ちょっと待ってください。それは個人の票を入れる移譲式の話ですか。

傍聴者 B：そうです。

大山礼子：それなら別なんです。それなら分かるんです。だけどさっきおっしゃったのは政党の名簿に順位を付けるって話なんでそれはほとんど変わらないですよって申し上げてるんです。個人に付けるんだったらそれはまた別の話です。

太田光征：政党名簿と無所属名簿どちらにも順位を付けるという話であって、今現在でも無所属候補がかなり多いので、この無所属候補に対する死票、あるいは取り過ぎた票をどうするかの手当として、やはり無所属名簿と政党名簿全部を合わせた名簿間の移譲が必要だろうという発想なんですけど。

三木由希子：無所属間、無所属名簿って無所属もすごく多様ですよね。そこに入れる人がいるんですかね、っていう感じがするんですけれども。それは個人を選ぶっていうのとイコールになるんじゃないですか。要は無所属って一言で言うとみんな同じように聞こえるんですけれど。あと現実的に地域へ行くと政党は、都道府県議会レベルで言えばある程度政党っていう区分けがありますけれども、結局色んなお家事情とかいろんな事情で分裂しているだけだったりとかしていて、じゃあそれが実際に政党としてどう選挙してくださいねってなった時に、今と同じようなつまり中選挙区的な考えでそれぞれが同じ選挙区で同じ党派が競い合っているとか、そういう状況

でじゃあどうしますかって時には、事実上の保守無所属とか、市民派無所属とかが、政治的に自分達がどういうふうに政治活動するのかっていうことを考えざるを得なくなっていくんじゃないかなという気もしているんですけれども。一括りに無所属っていうとみんな同じように聞こえるんですけれど、お話を聞いていて無理のあるお話なのかなという気もしたんですが。

傍聴者Ａ：すみません。無所属の人が余った場合はこの人に次回りますよっていうのを自分で指名しておく。前もって無所属の人がね。もし２倍取れたら次この人に。そういう訳にはいかないですか。

大山礼子：そうしたらその人たちが一緒にグループ作って名簿作ればいいんですよね。だから無所属名簿を作れば良いじゃないと思います。

桔川純子：また改めて太田さんには提出していただくということで。イメージ的には前回大山先生からご提案いただいたものの問題点が上がっていてそれを補完する形というのはいかがと思っていたんですけれども。色んな意見が出ればなと。今の太田さんのお話になった議論とかをどういうふうな形で。

城倉啓：もちろんペーパーベースでということですから細かい所はペーパーベースで良いと思うんですけれども、改めてということで全然問題ないんですけれども、ここでもし合意できるのであればという意味合いで言えば、比例代表ですね、比例代表制を採った方が良いんじゃないかと、抜本的改革といったところでは。それで、全県一区みたいな形がより良いんじゃないかとか。つまり選挙区に分けることについては太田さんおそらく批判的だと思うんで、と、私は思ってはいるんですけれども。

太田光征：逆なんですけれども。

城倉啓：それと、大山さんのいったようなあてがい方。例えば無所属であれば１人会派を認めるという形で比例代表制に入ることができると。または取り過ぎてしまった生票が不平等になるじゃないかと。死票だけじゃなくて。生票が不平等になることが問題になるならそれは次の機会に２人でも３人でも連れてこいと、いうようなグループ化。これが大山案のあてがい方なのかなと議論を聞いていて思ったんですけれども、この辺りは合意できるんでしょうか。委員の方にはですね、太田啓子さんにもおうかがいしたいし桔川さんにもおうかがいしたいところなんですけれども。その辺りどこまで今日折り合えるのかなということを確認させてもらって良いですか。

桔川純子：太田啓子さんいかがですか。

太田啓子：もう１回整理してもらって良いですか。

城倉啓：今回合意できることとしてどこまでなのかと。それが全県一区で比例代表制であると。拘束か非拘束かは別としても移譲式は採らない方が良いんじゃないかというのが大山案であると。何らかの形で移譲式を採った方が良いという意見もありますけれどもどうなんでしょうか。

太田啓子：最大公約数としては全県一区の移譲式は無いよねっていうことですよね。私は申し訳ないですが選挙制度についてはまだ勉強中なものですから、でもうかがっていたら移譲式というのはなかなか現状現実的でないのかなという感じはあるのですけれども、もう少し継続議論が必要なんですかね、という認識です。

桔川純子：私は選挙制度について専門的に知っているということではないので、大山先生の前回と今日のお話をうかがっていて、このスウェーデンの経験というのが、何年かしてきてこういう制度が入っていったならば個人であるとか投票した人の意見も反映されるのかなとうかがっていたんですけれども。あと制度とは関係ないですが、やっぱりきちんと制度とした時に落とす国民がいないとだめだよなと思いました。大山先生が提案くださったのにプラスでこれ、というのもあるのかなと思って聞いていました。

大山礼子：要するにあちらの太田さんがおっしゃっているのは、名簿式で比例代表までは良いんですよね。それで、だけど名簿を１つだけ選ぶんじゃなくて名簿間で順位も付けさせろとおっしゃっているだけの話だから、一応名簿式比例代表制で全県一区でいくっていう辺りがもしかしたら合意できるのかもしれないなと思いました。

三木由希子：状況認識として選挙区分けはこれは現実味が無いのでっていうことは現状認識としては前提で良い

のかなと思っているんですけれども、そこも違うっていう方がおられますか。

太田光征：現状のその、難しいと思われていますけれども、区割り変更だけですからやると言えばできますよね。で、現在の１人区とか１７人区のような極端な差があるのは問題ですけれども５人区や１０人区の差が許されるのかどうか分らないですけれど、そこら辺は微妙ですけれども、折り合いは付けられるんじゃないんですかね。あんまり違いすぎる定数は私も良くないと思いますけれども、完全に同じにする必要もないだろうと思います。先ほど言いましたスイスの連邦~~裁高裁~~最高裁もなるべく定数が違い過ぎちゃいけないという判決なんですけれども完全に同じにしなくても良いだろうと思いますので何とかできるんじゃないかと。区割りが必要であれば。

三木由希子：それはあれですか。選挙区制度でいくっていう話ですか。つまり中選挙区でいくっていう。定数５とか８っていうのは中選挙区っていう話になると思うので。でそれは日本の政治に対してどういうインパクトが生まれるんですか。それをすると現状基本的には変えないわけですよね。ただ人口が少ない県に行くと選挙区がすごく広大になるっていう。つまり１票の格差をなるべく減らそうと思うと広大な選挙区を作って定数が１とか２とかっていう小選挙区ができたりとかするわけですよね。つまり都市部に多くの議員が登場するような形になるっていう。でそれは先ほど太田さんがおっしゃっていた話と矛盾が生じるようなことをお聞きしているような気がするんですけれど。政治的にこれができれば、公職選挙法が改正されたことによって、ある程度本当は地方議会主導でやろうと思えばできるようになってきているんですよね。選挙区の区割りについて。一定の総務省からの基準が出ているのをこないだ見て、こうなっているんだというのを私も初めて知ったんですけど、選挙区設定の標準ルールみたいのがあってそれに基づいて都道府県が条例で定めるというふうになったと。公職選挙法が。なので現状各都道府県議会が機能すればできるっていうところに来ているのかなと。そうなると選挙制度を変えなくても良いって話になる。

太田光征：ただ現状は要するに選挙区ごと、中選挙区ごとに議席を確定してしまいますよね。ですから比例代表制ではないですけれども、議席の確定方法を変える必要があると思うんですよね。そこはやっぱり比例代表制にすると。区割りを設けたとしてもドイツなんかのように全連邦的に得票率と議席率を一致させるというような議席配分の計算をしてますから、それは日本でも可能だと思いますよね。そして全県的に得票率と議席率が一致すれば、あらかじめどれだけの議員が当選できるかっていうのが政党の方で分りますので、それで無理のない選挙戦を戦えますので、政策ごとの政策本位の政党再編というのが促されると思うんですよね。ですので、区割りを設けたとしても、全県的に比例代表制で議席を配分できるようになればやっぱり政党化というのは促されるんではないかと思うんですよね。

傍聴者Ｃ：ドイツのような比例代表と小選挙区組み合わせて、日本と違って併用制で、そういうのも個人を選ぶという要素が入るわけで、だから非拘束名簿というのもそうですけれども、ドイツのような形でしかも個人、無所属でも立候補できる、それを都道府県レベルで言えば小選挙区でなく大選挙区で１つの選挙区として組み合わせるというのは私は結構良いんじゃないかなと思っているんですけれども。

大山礼子：色々うかがってまして、やっぱりあんまり選挙区をもともとたかだか１００人、小さい所は３０何人のところで選挙区を作ってその選挙区ごとに比例代表するっていうのはあまり現実的じゃないんですよね。そうすると票の集計は全県でたぶんやることになる。で、それをどうやって組み合わせるかって話なんですけど、ドイツの選挙制度っていうのは、一般のドイツ人はどういうふうになって決まっているのかほとんど理解していないって言われているんですね。それで国政レベルだとある程度複雑でも良い結果をもたらすっていうのはありかもしれないんですけど、やっぱり地方レベルであんまり分かりにくい制度にしない方が良いんじゃないかっていう考え方ももう１つあると思います。それで結局ご懸念は個人が選べるかとか地域代表をどう確保するかみたいな話だと思うんですよ。それだったら拘束名簿でなくてどういうふうに個人を選べる、地域代表にみんなが投票すればその人は順位が繰り上がるとか、たぶん都市部ではそういうふうに結束して地域代表を推さないと思うん

で、そうすれば過疎地域の方がたぶん順位繰り上げの可能性があると思いますし、そっちの方で手当てした方が分りやすいように感じますけどね。

城倉啓：それで２月１日に大山さんがなされた問題の所在の③のところにですね、農山村地域に強い政党（=自民党）は、小選挙区での議席をほぼ独占した上、都市部でもある程度の議席を獲得できる。都市部に強い政党は都市部での議席を独占できず小選挙区では全く議席を獲得できない。ここに問題の所在がある。つまり今地域のことが問題になりましたけれども現状は全く逆なんであって、それに対して変えたいと言っている話だとは思うんですね。そういう意味で言ったら、政策でそのことを打ち出すとか、または拘束か非拘束かはわからないけれどもその順位によって、政党の姿勢を示すということで補える話にはなるのではないかと思うのですね。個人的な意見として申し上げました。で、合意できるのでしょうかというのが私の問いです。

三木由希子：たぶんその合意をどのレベルの合意と言っているのかによって変わってきて、たぶん４人の間ではあまり差が無い状態なのかなって。ただ太田さんの話もあったので議論はもう少し必要かなと思ったのですが。どこまでを結論と今日出来るかというところは、比例代表制が良いよねというところまでかもしれませんけれども。問題は違う提案を持っている方がこの会場の中におられて議論に参加しておられるということなので、その意見をどこまで盛り込んで合意とするかということ次第ではないかと思うんですね。

城倉啓：そうだとすればドイツのことを２人ともおっしゃっているので、票の集計は全県なんだろうと、この部分で比例なんだろうと、いうことは合意できるのではないかと私は思っています。

三木由希子：あともう１つ、外国の制度とか仕組みを色々とご紹介いただいて非常に勉強になるんですけれども、一方でそれがどういう政治的効果をもたらしているのかということをよく分らないまま議論しているので、システムとしてどういじるかという時に、こんな選択肢があるよ、あんな選択肢があるよと。それが果たしてその国の議会政治にどういう影響を与えているのかとか、現実どういうふうな効果がどういう形で生まれているのかとか、日本に当てはめた時にどうなのかとか、そういった議論もきちんとしないとあちこちの仕組みを持ってきて制度をパズルみたいにいじるとこうだよねっていう話をしちゃうとまずいのかなという気もしていまして、現実的には比例代表で選挙区割りは事実上難しいよねっていうその辺りははっきりしているのかな。名簿の作り方とか実際の投票をどうできるかっていうところではいくつかの選択肢があるということはよく理解できたので、それはここでこうですねっていうのは、それぞれの議論を通じた意見形成というのはあると思うんですけれども、どこまでできるレベルになっているかというのは不確かであるかなと。

傍聴者Ｃ：都道府県レベルでは今比例代表導入されていないですけれども、国政では並立制という形で導入されていて、でその並立制と併用制というのは全く違うわけですけれども、ただ組み合わせっていうことで、ある程度国民には小選挙区と比例の組み合わせっていうのは受け入れられていると思うんですね。だからそういう意味で中身はかなり違うんだけれども、受け入れやすいっていうのはその組み合わせっていうことで受け入れられる余地はあるんじゃないかと思っているんですよ。

三木由希子：既存の選挙制度でなじみがあるっていう意味ではあるんですけれども、その仕組みそのものがそもそも良いのかという議論もあって、選択肢がそれしかないからそれを使って半分以下の人が投票所に行くという現状ですよね。だから確かに投票の仕組みとしては理解しやすいというのは分るんですけれども。

傍聴者Ｃ：実現可能性ということで言ってるわけなんですけれど。

大山礼子：そうするとですけどやっぱり小選挙区の区割りをしなきゃいけないですよね。それをどうするかっていうことになっちゃうんですよね。

三木由希子：今のお話は並立制、併用制どちらのことを言っておられるんですか。

傍聴者Ｃ：私はドイツみたいな併用制が良いと思っています。今の並立制は問題があると思っています。併用制っていうのは実質的には議席数で言えば比例なわけですよね。それに個人の選択っていうところを加えたってい

う、そこに意味があると思っています。

城倉啓：もう今後の進め方というところに入っているという理解で良いですか。というような前提で、どうしましょう。三木代表がおっしゃったように、論点はいくつかあるけれども大まかに、併用制ならまあ良いだろうという理解で言えばですね、並立制ではないだろうというような可能性。そこは含んでも良いというようなことなんだろうけれども、最初のゲリマンダーであるとか、飛び地であるとか、つまり現状の都道県議会の問題、シミュレーションしてみないとよく分らないような感じもするんですね。おそらく難しいだろうとも思うんですけれど。だから今回合意できているところというのは、比例代表であって、そして全県で集計するのであって、この辺りは良いとしても他のところは論点として次回に持ち越すけれども、具体でシミュレーションがほしいかなという思いはあります。都道府県議会で実際にやってみたらこうなりましたみたいなのを１個でも例示できれば議論の進みになるのかなという思いはあります。シミュレーションしたら良いと大山さんもおっしゃっていましたので。ですのでそんなふうにして、次はですね７月２６日は市町村選挙のところに入っていきたいと願っているんですけれども。２つの話題があると。前回ここまで決まったよね。積み残しがここまであったよねと。そして、市町村選挙の方の提案がまた審議されると。そんな運びでいかがでしょうか。問題があったら教えてください。

三木由希子：時間が時間ですのでそろそろこの辺で閉めないといけないという現実的な問題があるかと思いますので、ただシミュレーションと言ってもなかなか難しいですよね。今の都道府県議会がちゃんとした政党構成になっているかというと違ったりするので、無所属が事実上の会派にその後なっているとか色々あるので、どういうふうにすると合理的なシミュレーションになるのか想像がつきにくいところがあるんですけれども、都道府県の選挙についてはいったん現時点で比例代表で１県集計っていうところでいったん寝かせてですね、少し気分を変えて市町村の選挙についても話した上で、もう１回両方合わせて仕組みについて議論するのが良いのかなと。それで具体的にこうあるべきだと強い意見をお持ちの方は、なるべくごくごく簡単なペーパー以外なかなか読めないので、出していただくと良いかなと思います。その上で第３部門としてどう取りまとめていくかという感じでいかがですかね。

大山礼子：シミュレーションというのは結果がどうなるのかというのは無理なんだと思うんですけれども、少なくとも併用制にするんだったら例えばどこでも良いんですけれど、鳥取県定数３５で一体いくつ小選挙区を作るのかというイメージくらいはご提示いただけると議論がしやすいと思いますね。で、小選挙区の線引きってすごく大変ですよ。なかなか簡単ではない。今やっているんで実感しております。

桔川純子：それでは、今三木さんにまとめていただきましたけれど、またご意見についてはいただいて最終的にまとめていくということなのかなと思いますが、次回の確認よろしいですか。

城倉啓：次回の第３部門は７月２６日の１４時から１６時でございます。場所はもちろん国会議員会館ですけれども会議室は未定でございます。尚、この間に７月１日第１部門、７月２２日第２部門、そして７月７日に共同代表者会議というのもありますのでそこで各部門の連絡調整などをしたいと思います。また８月２３日、まだ予定が分らないという方もいらっしゃるかと思いますけれども、第１部門、第３部門で合同審議会を持ちたいと思っています。北川委員が第３部門から発題し、第１部門から濱野委員が発題します。こういう予定になっておりますので皆さんよろしくお含みおきください。以上です。

桔川純子：では今日も皆さんお忙しい中ありがとうございました。